

石川県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定事務等実施要綱

(目的)

第1条 「介護保険法施行令」(平成10年政令第412号)第4条第1項第9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習事業者(以下「指定講習事業者」という。)の指定については、「介護保険法施行規則」(平成11年省令第36号)、「介護保険法施行規則第二十二條の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容」(平成18年厚生労働省告示第269号)及び「福祉用具専門相談員について」(平成18年3月31日老振発第0331011号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(指定要件)

第2条 指定講習事業者の指定要件は、次のとおりとする。

- (1) 法人(法人格を有しない団体であつて、代表者又は管理人の定め等組織としての規約等を有するものを含む。)であること。
- (2) 福祉用具専門相談員指定講習(以下「講習」という。)に係る業務を適正に履行できると認められること。
- (3) 講習事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (4) 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 受講対象者の募集については、指定を受けた後、講習実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集することがないこと。
- (6) 講習が、継続的に年1回以上、別紙1に定める講習課程の内容に従って開催されること。
- (7) 修了評価については別紙1に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を一時間程度の筆記試験により評価すること。なお、修了評価に要する時間は講習課程には含まないものとする。また、知識・技術の修得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行うこと。
- (8) 講師が実際に講義を行う講習であること。
- (9) 講師に関しては、別紙2に定める要件を満たす適切な人材が確保されていること。
- (10) 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。
 - ① 開講目的
 - ② 講習の名称
 - ③ 事業所所在地
 - ④ 講習期間

- ⑤ 講習課程
 - ⑥ 講師氏名
 - ⑦ 修了評価の実施方法
 - ⑧ 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
 - ⑨ 年間の開講時期
 - ⑩ 受講手続き
 - ⑪ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用な額
- (11) 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。

（指定手続き）

第3条 指定講習事業者の指定を受けようとする者は、初回の講習の募集を開始する3か月前までに、福祉用具専門相談員指定講習事業者指定申請書（様式1）に次に掲げる書類を添付して、知事に申請するものとする。

- (1) 講習課程
 - (2) 運営規程
 - (3) 定款、寄付行為その他組織としての規約等
 - (4) 申請者が法人の場合、登記事項証明書等
 - (5) 講師の氏名、担当科目及び専任または兼任の別（様式2）
 - (6) 講師の履歴（様式3）
 - (7) 講師の保有する資格等の証明書
 - (8) 講師の承諾書（様式4）
 - (9) 申請日を含む年度における収支予算書及びその次年度における財政計画書
 - (10) 申請者の前年度決算書
 - (11) 日程及び場所を記載した事業計画表及び講習ごとの時間割表（様式5）
 - (12) 受講料等の設定方法
 - (13) 募集案内等受講希望者に提示する書類
 - (14) 申請者の概要
- 2 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、前条に定める要件を満たすと認められる者を指定講習事業者として指定するものとする。
- 3 前項に定める指定の有効期間は、指定の取消しまたは事業廃止を行わない限りにおいて3年間とし、最初の指定については、指定日の次の4月1日から3年間とする。
- 4 知事は、前項の規定により指定講習事業者として指定することを決定した場合には、福祉用具専門相談員指定講習事業者指定通知書（様式6）を、指定を行わない場合には福祉用具専門相談員指定講習事業者不指定通知書（様式7）を申請者に交付するものとする。

（指定の更新申請）

第4条 指定講習事業者が、前条第3項に定める期間を満了した後も継続して指定を受け

ようとするときは、期間が満了する4か月前までに福祉用具専門相談員指定講習事業者指定更新申請書（様式8）に次に掲げる書類を添付して、知事に申請するものとする。

- （1）運営規程
- （2）申請者の過去2年間の決算書
- （3）申請日を含む年度の次年度に係る収支予算書
- （4）過去2年間の事業実施状況（実績）一覧

（変更の届出）

第5条 指定講習事業者は、申請者に関する事項及び第3条第1項第1号から第5号ならびに第11号、第12号に掲げる事項に変更があった場合は、福祉用具専門相談員指定講習事業者変更届出書（様式9）に変更に係る関係書類を添付して、変更後10日以内に知事に申請するものとする。

（休廃止及び再開の届出）

第6条 指定講習事業者は、講習事業を休廃止したときは福祉用具専門相談員指定講習事業者休廃止届出書（様式10）により、再開したときは福祉用具専門相談員指定講習事業者再開届出書（様式11）により、10日以内に知事に届け出るものとする。

- 2 指定講習事業者は、事業廃止年度中に指定講習を実施しているときは、事業廃止のときから2か月以内に第9条に定める事業報告を行うものとする。

（修了者名簿の提出）

第7条 指定講習事業者は、毎事業年度終了後2か月以内に、次に掲げる事項を記載した修了者名簿を知事へ提出すること。

- （1）福祉用具専門相談員の氏名及び生年月日
- （2）修了年月日
- （3）修了証明書の番号

（事業計画）

第8条 指定講習事業者は、毎年度初回の講習の募集を開始する1か月前までに福祉用具専門相談員指定講習事業計画書（様式12）に次の書類を添付して、知事に提出するものとする。

- （1）前年度の計画との変更点及びその理由
- （2）講師の氏名、担当科目及び専任または兼任の別（様式2）
- （3）講師の履歴（様式3）
- （4）講師の保有する資格等の証明書
- （5）講師の承諾書（様式4）
- （6）当該年度の講習に係る日程及び場所を記載した事業計画表及び講習ごとの時間割表（様式5）
- （7）募集案内等受講希望者に提示する書類

- 2 指定講習事業者は、前項各号に定める事項に変更があったときは、速やかに知事に届け出るものとする。
- 3 指定講習事業者は、第1項各号に定める事項について、やむを得ない事情により緊急に変更する必要がある場合には、当該変更の原因となる事情が発生した時点で知事に届け出、知事の指示に従うものとする。なお、やむを得ない事情により講師を変更するときは、当該科目の担当として届け出られている講師以外の者に変更することは認めないものとする。

(事業報告)

第9条 指定講習事業者は、事業年度終了後2か月以内に、福祉用具専門相談員指定講習実績報告書(様式13)に次の書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 時間割表
- (2) 担当講師一覧
- (3) 収支決算書
- (4) 修了者名簿

(修了証明書の交付)

第10条 指定講習事業者は、講習修了者に対し修了証明書(様式14)及び携帯修了証明書(様式15)を交付するものとする。

(調査等)

第11条 知事は、指定講習事業者に対し、必要に応じて書類の提出を求め、状況を聴取し、または必要な調査を行うことができる。

(指示)

第12条 知事は、講習事業の実施に関し必要があると認める場合、指定講習事業者に対し、その講習内容の変更その他必要な指示を行うものとする。

(情報提供等)

第13条 指定講習事業者は、知事から講習事業に係る資料提供の指示または照会があったときは、速やかに応じるものとする。

(秘密の保持)

第14条 指定講習事業者は、事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置を行うものとする。

(講習事業に係る留意事項)

第15条 指定講習事業者は、講習事業を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 1の講習について3名以上の講師で担当すること。

- (2) 実習を担当する講師については、講師 1 名につき、受講生が概ね 50 名を超えない程度の割合で担当すること。
- (3) 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備を行うこと。
- (4) 講習を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うこと。
 - ①一定の有資格者については、講習を受講しなくても福祉用具専門相談員として勤務することが可能であること。
 - ②受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること。
 - ③その他、講習の内容に関する重要事項
- (5) 講習事業に係る書類は、適切に保管すること。

(指定の取消し)

第 16 条 知事は、指定講習事業者が次に掲げる事項に該当するときは、指定講習事業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 指定講習事業者が、第 2 条に定める指定要件に適合しなくなったとき。
 - (2) 指定講習事業者が、この要綱に定める内容に違反し、または適合しなくなったとき。
 - (3) 指定講習事業者が、虚偽の申請を行ったとき。
 - (4) 指定講習事業者が、不正の手段により指定を受けたとき。
- 2 知事は、前項の規定により指定の取消しを命じたときは、福祉用具専門相談員指定講習事業者指定取消通知書（様式 16）を当該指定講習事業者に交付するものとする。

附 則

この要綱は平成 19 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱に基づく指定の手続きは、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。